

統括安全衛生責任者
元方安全衛生管理者
安全責任者 殿
衛生責任者

大阪本店安全衛生管理委員会

2・3月度「墜落・転落防止対策強化月間」について

1月23日現在の安全成績は災害件数1件であり、2020年は今のところ良好なスタートが切れています。昨年の安全成績は、皆さま方のご努力により度数率0.43と管理値0.60を大幅に下回るとともに、熱中症0件を達成し、災害件数は管理値を上回ったものの良好な成績を上げることができました。しかし吊り荷の落下による重大災害の発生については重く受け止め、同種の災害を二度と起こさないという固い決意が求められます。

また、高所からの墜落災害は昨年末に3件連続して発生しました。重大災害に直結する墜落災害防止には、いかなる条件下であろうとも最優先で取り組む必要があります、今年こそ“墜落災害ゼロ”を達成したいところです。

墜落災害の防止は施設依存度が高く、安全管理上最も防止が困難なヒューマンエラーの割合は小さくなります。墜落防止の基本はまず作業床、手摺、開口養生蓋を設置すること、それが困難な場合は親綱を張って安全帯を使用することです。墜落防止施設をタイムリーに設置する為には、事前のリスクアセスメントが重要になります。事前の計画であらゆる墜落リスクを抽出し、リスク低減策を最優先に講じることで墜落災害の撲滅を図ってください。また、近年の墜落災害を見ると、安全帯を使用していれば墜落災害を防げたという事例が半数以上を占めており、安全帯の完全使用が墜落災害ゼロのカギといえます。

ついては、2・3月を「墜落・転落災害防止対策強化月間」としますので、下記の事項を確実に実施し、災害防止に努めてください。

記

1. 実施期間

2月1日～3月31日

2. 月間目標

「墜落・転落災害防止対策強化月間」

3. スローガン

「ハーネスが自分を守る命綱 常に使って 墜落防止」

4. 重点実施事項

- (1) フルハーネス安全帯使用に関する法令を理解する。[\(2018年9月28日付\(生本牒18-45\)「労働安全衛生施行令\(安全帯\)の一部を改訂する政令等の対応について」\)](#)

- (2) 「安全帯未使用者ゼロを目指しての『ペナルティー制度』による安全帯未使用者の撲滅を図る。(2016年6月1日付通牒(16西日本安牒-6)『安全帯完全使用のための「ペナルティー制度」運用の見直しについて』)
- (3) 『2016年4月8日付連絡文書(西日本安16-14)『安全帯未使用者ゼロ活動について』に基づき、安全帯の100%使用を目指す。
- (4) 「指差呼称」により墜落防止施設及び適正な安全帯の使用状況を確認する。
- (5) 「墜落防止重点10項目」の該当項目の完全実施と安全先取り施工法を採用する。その他、脚立・立馬・単独ステージ足場など低所での作業にも着目し、墜落災害発生要因を事前に抽出し、排除する。
- (6) 危険作業事前打合せの充実を図る。
- ① 危険作業事前打合せで、特に墜落防止の作業手順、作業方法、人員配置、作業施設等の安全を確認する。
 - ② 実際の作業に即した OHSMS 作業手順書の作成内容の充実を図る。
 - ③ AIS (安全情報システム) を事前打合せに活用し、同種災害防止策を徹底する。
- (7) 2009年5月26日付通牒(大安牒09-13)「足場等に係る労働安全衛生規則の改正について」を徹底、遵守する。
- (8) 危険作業事前打合せ等で決められた工法、担当者、OHSMS 作業手順等事前計画が変更となった場合には、再度危険作業事前打合せを開催し関係者に周知徹底を図る。
- (9) 不安全行動や近道行動等による墜落災害を防止する。
- (10) 協力会社作業主任者に墜落防止対策等の職務を徹底させる。
- ① 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除く。(型・土・足)
 - ② 器具、工具、安全帯及び保護帽の機能の点検、不良品を取り除く。(型・土・足・鉄骨・コン)
 - ③ 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視する。(足)
 - ④ 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮する。(型・土・鉄・コン)
 - ⑤ 安全帯、保護帽の使用状況を監視する。(型・土・足・鉄・コン)
- ※ 型：型枠 土：土止め 足：足場 鉄：鉄骨 コン：コンクリート造解体
- (11) 墜落のおそれのある高所危険作業の就労制限を遵守する。(2007年11月29日付通牒(大統牒07-29)「高年齢作業等々の配置基準の見直しについて」参照)
- ① 18歳未満の年少者(高さ5m以上の場所で墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務、足場の組立、解体または変更、その他業務の禁止)
 - ② 65歳以上の高年齢者(高さ2m以上の高所作業の就労禁止)
 - ③ 高、低血圧症、心臓疾患等の疾病の有所見者(危険作業事前打合せ対象作業、2m以上の墜落危険場所の作業の禁止)
 - ④ 妊婦(高さ5m以上の場所で墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務、足場の組立、解体又は変更、その他業務の禁止)
 - ⑤ RAKYボードを用いて墜落要因の抽出、リスク低減を実施
- (12) 墜落防止用安全衛生チェックリスト(安全環境部HP内「安全関連帳票」参照)を活用し特別点検を実施する。作業床、手摺、昇降設備、開口部養生、水平ネット、垂直養生ネット及び親綱等の安全施設の適正な設置と維持管理を徹底する。
- (13) ダブルフック安全帯着用を推進することにより、高所作業・親綱を設置しての作業において(2011年3月15日付通牒(西日本安牒11-2)「ダブルフック安全帯着用推進について」)、

- 一時的にでも安全帯を使用していない時間を無くすことにより、墜落災害を防止する。
- (14) 安全帯使用状況を“見える化”することにより、作業所の打ち出す墜落防止施策とその成果を数値的に確認する。[\(2013年5月19日付連絡文書\(13西日本安-11\)「安全帯使用状況の見える化について」\)](#)
 - (15) 毎週月曜日は墜落災害に特化した安全点検を行う。[\(安全衛生チェックリスト\)](#)
 - (16) 安全帯のフックを掛けてはいけない仮設材を周知徹底する。[\(2017年7月31日付通牒\(西日本安牒17-5\)「安全帯フックを手摺等に掛けてはいけない仮設材の周知及び仮設計画の徹底について」\)](#)

以 上

西日本品牒19-7
2019年12月17日

支 店 長 殿
部 門 長

品 質 部
品質管理委員会

2020年度「品質管理月間目標」及び「スローガン」の設定について

2020年度の「品質管理月間目標」及び「スローガン」を下記のとおり定め、協力会社と一体となった品質管理の徹底を図っていきますので、関係各部門内に周知徹底の上、遺漏のないように取り計らってください。

また、年初となる1、2月は「基本的品質確保強化月間」とし、下記の重点実施事項を確実に実施することで、品質のつくりこみに努めてください。

記

1. 「品質管理月間目標」及び「スローガン」

| 月 | 月 間 目 標 | ス ロ ー ガ ン |
|-------|--------------------|------------------------------------|
| 1・2 | 基本的品質確保強化月間 | 正しい手順と適時の確認。 プロセス遵守で品質確保！ |
| 3・4 | 品質コミュニケーション強化月間 | 計画・工程・工区・手順、 変更時には「報」「連」「相」！ |
| 5・6 | 漏水問題撲滅月間 | 事前に確認「止水ライン」！ 現地を確認「止水納まり」！ |
| 7・8 | 品質ヒューマンエラー撲滅月間 | 全員の目で視 ^み てなくそうヒューマンエラー！ |
| 9・10 | 施工計画書運用確認強化月間 | 品質を守るために、正しく実践「施工計画」！ |
| 11・12 | 品質エビデンス作成・保管確認強化月間 | 未来へ残す作品の成績書「品質エビデンス」！ |

2. 「基本的品質確保強化月間(1月1日～2月29日)」重点実施事項

(1) 基本機能の確認及び適用除外申請の工事着手前提出の徹底

「(大支標品6)西日本版基本機能確認記録書及び技術基準適用除外申請・報告書取扱業務マニュアル」に基づき、「西日本版 基本機能確認記録書」(特様西日本0075、0077)により当社の基本的な品質(基本機能)を確認、遵守する。基本機能管理項目を含め技術基準を遵守できない場合、その工事の着手前までに「技術基準適用除外申請書・報告書」(共00596)の承認を得る。

(2) 設計図及び施工図の確認の徹底

- ① 設計者は設計、構造及び設備の整合性を確認し、設計図書の不整合をなくす。
- ② 作業所はタイムリーな施工図の作成を行い、当該工事着手前に工事監理者の承認を受ける。複雑な納まり等は、積極的にBIMやモックアップを活用し、川上段階で立体的に検証することで、施工時の納まり不良を「未然防止」する。

(3) 検査の見落としの撲滅及び指摘事項修正後確認の徹底

- ① 所定の工事完了時、協力会社に自主検査を実施させ、作業所はその自主検査記録を確認する。また、施工計画書にある「施工品質管理表」に則った作業所担当者による検査を確実に実施し、不適合の「流出防止」を図る。
- ② 検査で指摘を受けて修正した箇所についても当初の検査と同様、必ず作業所及び協力会社の複数の目で最終確認を行う。

3. 2019年11、12月月間目標のフォローと継続について

11、12月月間目標「品質エビデンス作成・保管確認強化月間」において取り組んだ活動状況のフォローを行うとともに、今後も作業所と内勤関連部門が一体となって、必要な品質記録を定常的に保管することが習慣となるよう活動を継続する。

4. 問合せ先

品質部 河野 (内線 891-42217)
技術部 青木 (内線 891-42577)

以 上

1,2月 基本的品質確保強化月間

2020

正しい手順と適時の確認。 プロセス遵守で品質確保!

弥高山の初日の出 (© SUN クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(表示4.0 国際))を改変して作成 <https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>

2020

1月 2月

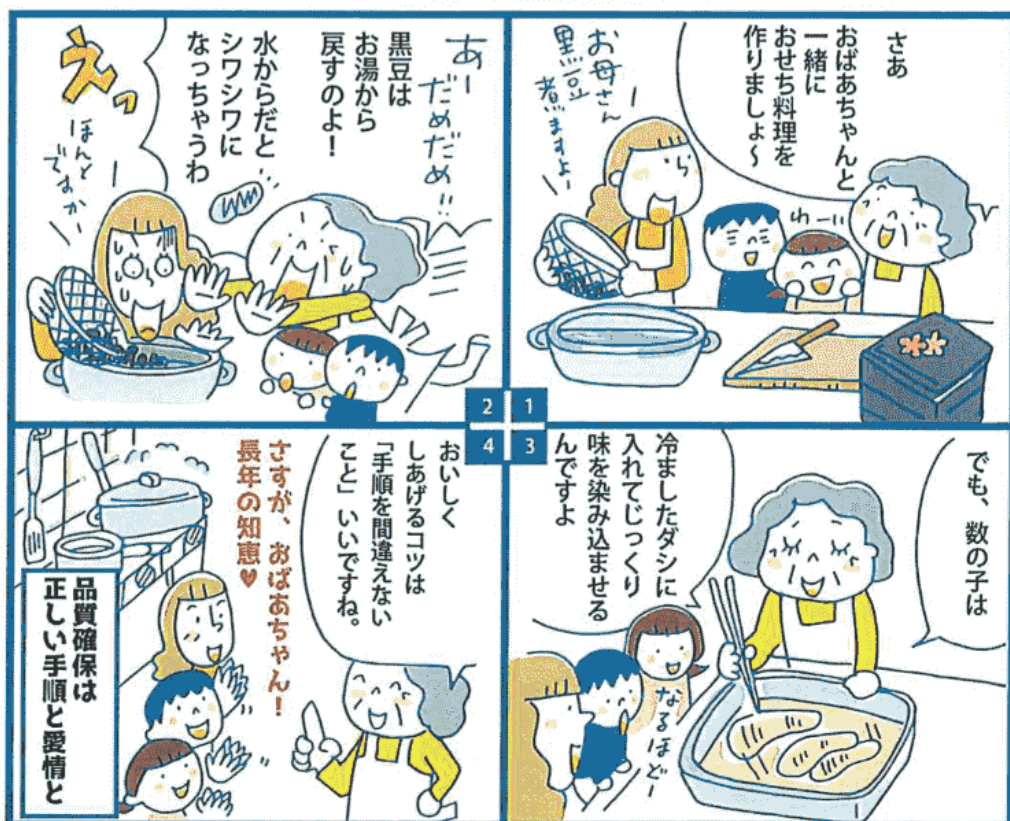
スローガン

正しい手順と適時の確認。
プロセス遵守で品質確保!

基本的品質確保強化月間

マンガ【おばあちゃんの知恵袋】の巻

作：都あきこ



| タイトル | | 落下養生棚と建物間のブルーシート隙間から約9.8m墜落 | | | | 大阪 地区 |
|-------------|---|-----------------------------|---|-----------------|--|-------|
| 災害発生日時 | | 2019年12月13日(金)16時00分頃[晴] | | | | |
| 職 種 | はつり工 | 年 齢 | 57歳 | | | |
| 経験年数 | 36年0ヶ月 | 就労日数 | 15日 | | | |
| 負傷部位 | 背部 | 起 因 物 | 枠組足場 | | | |
| 型 別 | 墜落、転落 | 負傷程度 | 左肺一部損傷、肋骨骨折 (手術は不要、2週間で退院見込み) | | | |
| 属 性 | 労働者 | 起因工事 | その他工事(その他) | | | |
| 所属会社 | | — | | | | |
| 工事概要 | 工事種別 | 改修 | 施工区分 | 単独 | | |
| | 建物種別 | 研修所 | 工期 | 19/11/1-20/3/15 | | |
| | 階 数 | B1 F5 P1 | 構造 | その他 | | |
| 発生状況 | <p>被災者は、東面3F外部足場6段目で同僚と2名で、外装材の木下地撤去後の清掃作業をしていた。被災者が、16時00分頃に撤去作業が終了したので、落下防護棚上に敷いてあった養生ブルーシート上の、木破片等のゴミを片付ける為にブルーシートを撤去しようと、フルハーネスのフックを親綱から外し下段落下防護棚へ移動した際、落下防護棚と建物隙間に張ってあったブルーシートに足を掛けバランスを崩し隙間から高さ9.82m墜落をした。途中2Fの本設設備配管上(墜落位置から5.62m下)でパウンドして、地上のインターロッキング上に墜落した(現認者がいない為、推定)。ガードマンが物音を聞きつけて被災者を発見した。被災者は、災害発生約5分前は親綱に安全帯を掛けて、作業しているところを当社工事担当者が、現認をしていた。</p> | | | | | |
| 災害形成要因(問題点) | | | 再発防止対策 | | | |
| 1 | 解体材の撤去時は、フルハーネスのフックを枠組足場の外部側に掛けて作業を行っていたが、養生材の撤去に当たり、フックを掛けかえる必要があった。 | | 朝礼時に安全試行ゲートを確実に実施し、作業員のWフック使用の意識向上に努め、施工中も指差呼称励行の指導と実施を徹底する。 | | | |
| 2 | 落下養生棚上に視認性の悪いブルーシート養生を用いた為、開口部やアンチの位置見えなくしていたが、自分が墜落する意識が欠けていた。 | | 開口部や端部付近のホコリ・チリ等の飛散防止養生については、手すりや看板等の他の安全設備を覆い隠さない事を前提に職長と協議する。やむなく安全設備を覆う場合は、透明または半透明の下部が視認出来る材料を使用する。 | | | |
| 3 | 同様の部材撤去で継続作業となり、慢性的な安全指示になっていた。具体的なRAKYが出来ておらず作業項目や作業場所の変化に対する、具体的指示が出来ていなかった。 | | RAKY時に作業員と共に動線や作業姿勢の確認を工事担当者も行い、親綱の盛替えのタイミングや指揮者確認等の具体的指示を行う。 | | | |
| 4 | 予定外作業に関して、関係者で十分な協議を行わず作業を行った。 | | 予定外作業が発生した場合は、作業開始前に作業方法、安全施策を協議し、関係者全員に周知して作業を開始する。 | | | |

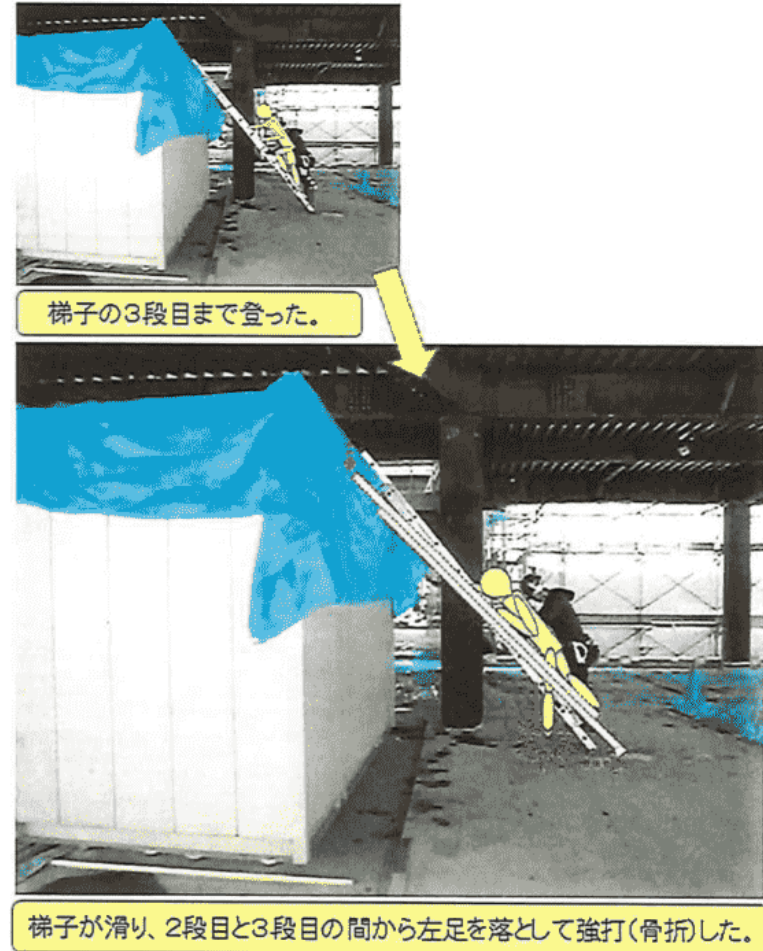
災害事例・再発防止情報

| | | | | |
|-------|----------------------------|--------|------|--------|
| タイトル | 梯子が滑り左足を踏み棧の間から落として踵を強打した | | | |
| 災害発生日 | 2019年11月2日(土) 14時50分 天候(晴) | | | |
| 災害属性 | 被災程度 | 休業4日以上 | 災害種別 | 業務(通常) |
| | 被災者属性 | 労働者 | | |
| 被災者 | 職種 | 土工 | 年齢 | 69歳 |
| | 経験年数 | 20年 | 就労日数 | 780日 |
| 災害情報 | 型別 | 墜落、転落 | 起因別 | はしご等 |
| | 被災工程 | 仮設工事 | 被災作業 | その他作業 |
| | 死傷病部位 | 脚部 | | |

| | | | | |
|--------|-------|------|------|----------|
| 工事情報 | 工事種別 | 新築 | 受注形態 | 当社元請 |
| | 工事区分 | 請負工事 | 施工区分 | J V |
| | 建物種別 | 総合病院 | | |
| | 構造 | S | 階数 | B1 F8 P1 |
| 1次協力会社 | 被災者系列 | 2次会社 | 竹和会 | 会員 |
| | 安衛協 | 加入 | 互助事業 | 加入 |

| | | |
|------|---------|--------------------------------|
| 発生状況 | いつどこで | 午後・14時50分頃・建物1階で |
| | 誰が誰と | 被災者が一人で |
| | 何をしていた時 | 仮設倉庫の屋根シート養生のために、梯子を掛けて登っていたとき |
| | どうなったか | 梯子が滑り、踏み棧の間から左足を落として踵を強打(骨折)した |

災害発生状況図



| | | |
|------|---|---|
| 発生要因 | 1 | 梯子を使用する場合は、①75°の角度で掛け、②突出し60cm以上、③転移防止の固定(一人が梯子を支える)することは認識していたが、横着して45°の角度で掛けて登った。 |
| | 2 | KY時に梯子を使用する作業のリスクを抽出していなかった。 |
| | 3 | |

| | | |
|-------|---|--|
| 再発防止策 | 1 | 関係作業員に梯子の適正使用を再周知する。 |
| | 2 | 職長は、当日の梯子使用作業については、KY時にリスクを抽出し、関係作業員に作業手順と対策を周知する。 |
| | 3 | |

災害事例・再発防止情報

タイトル サンダーの刃交換時左膝で誤ってスイッチが入り指挫創

災害発生日 2019年11月12日(火) 9時0分 天候(晴)

| | | | | |
|------|-------|--------------|------|--------|
| 災害属性 | 被災程度 | 不休 | 災害種別 | 業務(通常) |
| | 被災者属性 | 労働者 | | |
| 被災者 | 職種 | 金属工 | 年齢 | 52歳 |
| | 経験年数 | 21年 | 就労日数 | 150日 |
| 災害情報 | 型別 | 切れ、こすれ | 起因別 | その他 |
| | 被災工程 | その他工事(改修・改造) | 被災作業 | その他作業 |
| | 死傷病部位 | 手指一肩 | | |

| | | | | |
|--------|-------|----------|------|----------|
| 工事情報 | 工事種別 | 改修 | 受注形態 | 当社元請 |
| | 工事区分 | 請負工事 | 施工区分 | 単独 |
| | 建物種別 | 化学工業製品工場 | | |
| | 構造 | S | 階数 | B1 F4 P0 |
| 1次協力会社 | 被災者系列 | 2次会社 | 竹和会 | 非会員 |
| | 安衛協 | 加入 | 互助事業 | 非加入 |

| | | |
|------|---------|-------------------------------|
| 発生状況 | いつどこで | 午前・9時頃・高所作業車内で |
| | 誰が誰と | 被災者一人で |
| | 何をしていた時 | ベビーサンダーの刃を交換中 |
| | どうなったか | 膝で電源スイッチを入れてしまい刃が回転し人示指を切創した。 |

災害発生状況図



研削砥石を手で廻し外そうとした時
スイッチが入り右人差し指を挫創

| | | |
|------|---|---|
| 発生要因 | 1 | 電動工具の点検、整備、修理の際は電源を切ることが法令で定められているが守られず電源コンセントを抜かず交換作業を行った。 |
| | 2 | ベビーサンダーの刃交換を専用工具を使用せず手で回して外そうとした。 |
| | 3 | ベビーサンダーのすり減った刃の交換作業時、保護用手袋を使用せず素手で替え刃作業を行った。 |

| | | |
|-------|---|---|
| 再発防止策 | 1 | 電動工具等の点検・整備・修理の作業は取扱説明書に従い必ず電源コードを抜き行う。 |
| | 2 | 取扱説明書に従い専用工具を使用し正しい手順で交換作業をする。 |
| | 3 | 切れ・こすれ等の恐れがある作業の場合は保護手袋を着用して行う。 |

ゼロ災大阪 冬季死亡災害防止強化期間～実施中～



実施期間：令和2年1月1日から3月31日まで



—職場における死亡ゼロを目指して—

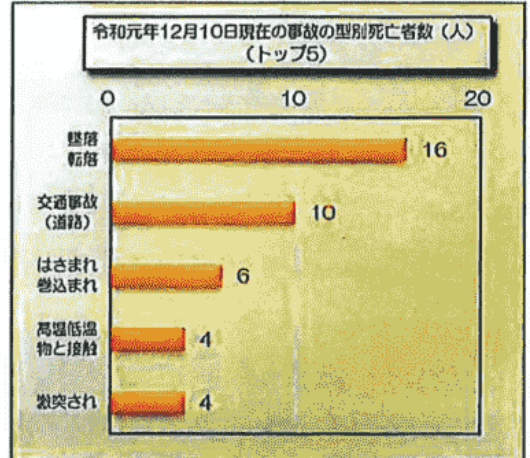
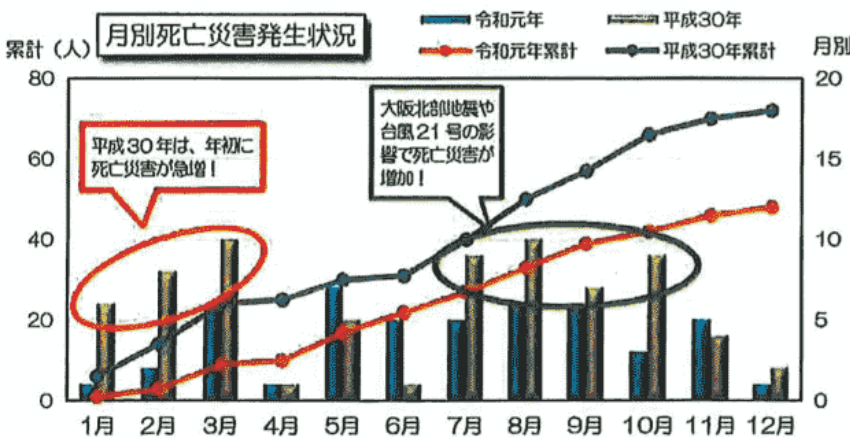
平成30年は、6月の大阪北部地震や9月に発生した台風21号の影響もあり、墜落・転落による死亡災害が急増しましたが、令和元年は、12月10日現在で労働災害による死亡者が48人と昨年同期の62人から14人減少しました。

これは、平成31年1月から3月まで間に『冬季死亡災害防止強化期間』に取り組んだところ、下表のとおり1月から3月の間の死亡災害が大きく減少したことによるものと考えられます。しかし、この間の死亡災害発生状況では、**建設業や運輸交通業**でも多数発生する事態となっています。

特に、平成31年1月から3月期における事故の割合は**墜落・転落と交通死亡災害**によるものが全体の半数を超え、これから年度末にかけて**建設現場以外の場所でも、不安全な箇所での点検・補修作業などにより墜落・転落事故の発生が懸念されます。また、路面の凍結によるスリップ事故や、バイク・自転車による転倒事故の発生も懸念される**ところです。

そのため、大阪労働局では、令和2年も「**冬季死亡災害防止強化期間**」を展開し、死亡災害の撲滅を目指す取組を進めます。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、墜落災害並びに交通死亡災害を防止しましょう。



リスク“ゼロ”大阪推進運動

- ◆ リスク“ゼロ”大阪推進運動は、「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重傷災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で自主的に安全衛生活動を実践し、職場風土と安全文化を構築していくための啓発運動です。
- ◆ この運動は、平成30年度を初年度とする「大阪労働局第13次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜むリスクの洗い出しを行い、これに基づき設備の改善、作業手順の見直し、安全衛生教育の実施などの対策の徹底により、災害のリスクをなくし、「正規」「非正規」等の区別無く、全ての労働者の健康が確保され、**安全・安心に働くことができる職場の実現**に取り組むものです。

◆ スローガン ◆ 『 **リスク無くして、ゼロ災害** 』 ◆ 期 間 ◆ 平成30年度から5か年

～ 取り組もう！ 5つの活動 ～

安全見える化活動

安全 Study 活動

安全文化づくり活動

命GO活動

今日も一日ご安全に活動



厚生労働省 大阪労働局・各労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

RO1.12

死亡災害事例（交通事故除く）1～3月

| 発生月 | 発生日 | 職種 | 性別 | 年齢 | 職種 | 経年 | 原因 | 発生状況 |
|-----|-----|---------------------|----|-----|-----|-----|---------------|---|
| 1 | 1月 | その他の建設業 | 男 | 40代 | 解体工 | 5年 | 解体用機械 | 民家解体工事において、解体用つがみ機にて解体作業を行っていたところ、旋回範囲内で廃材の仕分作業等を行っていた被災者が解体用つがみ機の上部旋回体とブロック壁との間に挟まれた。 |
| 2 | 2月 | その他の建設業 | 男 | 60代 | 大工 | 31年 | 金属材料 | 倉庫内において、アルミ建材（長さ4m、重さ5kg～7kg、50本～100本）を選定中、向か倒れて下敷きとなった。 |
| 3 | 2月 | 鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 | 男 | 20代 | 塗装工 | 4年 | 足場 | S造6階建ての高層高層所のルーフィング作業の範囲に設けられていたフェンスの台風により内側に傾いた部分の補正作業中、フェンスの外に出て、中庭に設置された高さ約1.7mのクサビ式足場上でフェンスを垂直になるよう外側から支える工程を終え、足場の手すりに寄りかかって座り込んだところ、手すりや作業床の崩壊から、後ろ向きに墜落した。 |
| 4 | 3月 | 木造家屋建築工事業 | 男 | 60代 | 大工 | 40年 | 屋根、はり、もやけた、合掌 | 垂木の出鼻をそろえるための墨打ち作業中、屋根から約3、5m下の地面に墜落した。 |
| 5 | 3月 | その他の土石製品製造業 | 男 | 50代 | 作業者 | 2か月 | コンベア | 工場内に設置されている搬送ラインのコンベア下部に落ちている砂等を掃除していたところ、コンベアの歯車に衣服が巻き込まれ、首が圧迫され窒息した。 |
| 6 | 3月 | その他の土木工事業 | 男 | 70代 | 土工 | 30年 | その他の建設機械等 | 法面にアンカーボルトを施工する工事において、同僚と足場上の削り根を移動中に削り根が等速回転し被災者の胸部に激突した。 |

命綱GO活動

命綱GO活動とは、安全帯（別名「命綱（いのちづな）」とも呼ばれている。）を着用しながらも使用しないことで多くの人命が失われており、墜落・転落により命を落とすことなく、確実に使用することで命をつなぐことができる用具であることにゴロを合わせ、安全帯使用の徹底を図る活動です。

- 建設現場において、安全帯の確実な使用を徹底するため、安全帯試行訓練（作業前に安全帯の点検を兼ねて、単管等にてフックの着脱訓練を行う）を実施する。
- 安全帯使用の重要性を再認識し、墜落危険箇所では作業者間で相互の使用の確認を徹底する。
- 作業床や手すりの設置が困難な場所での作業時に観音等安全帯取付け設備の設置を徹底する。
- 二丁掛け安全帯を基本に、高所作業における墜落時の衝撃を緩和するフルハーネス型安全帯の使用を徹底する。

注目!

厚生労働省では、今般、建設業等の高所作業において使用される現行の「安全帯」について、名称・範囲と性能要件を見直すとともに特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化する政省令を改正するとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

死亡災害事例（交通事故）1～3月

| 発生月 | 発生日 | 職種 | 性別 | 年齢 | 職種 | 経年 | 原因 | 発生状況 |
|-----|-----|------------|----|-----|----------|-----|--------|--|
| 1 | 3月 | ハイヤー・タクシー業 | 男 | 70代 | 運転者 | 30年 | 乗用車 | 高速道路において、前方を走行していたトラックを追い抜き、再び追い越し車線に入った直後、スリップし、左側のガードレールに衝突。そのはずみで中央分離帯に衝突した後、後方を走行していたトラックに追突された。 |
| 2 | 3月 | 一般貨物自動車運送業 | 男 | 50代 | 貨物自動車運転者 | 19年 | トラック | 県道の交差点において、運転していた4トンウイング車が走行していた乗用車の側面に当たり、その弾みで電柱に衝突、機體が倒壊した。 |
| 3 | 3月 | その他の廃棄物処理業 | 男 | 60代 | 運転者 | 15年 | その他の乗物 | パッカー車を運転中、交差点で横転し、電柱、信号、ガードレールに衝突しながら壁に激突した。 |

すべてのドライバーを交通安全の観点から守るために、自動車などを利用する、すべての運転者に必要な配慮（交通安全啓発啓蒙のためのガイドライン）



- ☑ **適正な労働時間等管理・走行管理**
 - ・走行の開始、終了や経路についての計画を作成する。
 - ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。
- ☑ **点呼の実施**
 - ・病気やケガ、疲労、睡眠不足、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始時に点呼によって確認する。
- ☑ **荷役作業を行わせる場合**
 - ・運転者の身体負担を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。
- ☑ **交通安全啓蒙のための意識高揚**
 - ・交通事故発生状況や道路事情などを記載した交通安全情報マップを作成し、情報共有する。
 - ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

- ☑ **教育の実施**
 - 以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。
 - ・十分な休憩時間の必要性の理解
 - ・飲酒による運転への影響の理解
 - ・交通危険予知訓練による安全確保
 - ・交通安全情報マップによる実態把握
- ☑ **その他**
 - ・交通安全啓蒙のための管理者を選任し、目標を定める。
 - ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
 - ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
 - ・自動車の走行前に自動車点検し、必要に応じて補修を行う。

二輪車に必要な配慮



- ☑ **二輪車運転対策**
 - ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
 - ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

交通安全啓蒙のためのガイドライン

版

特に冬期に必要な配慮

- ☑ **視認性向上**
 - ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。
- ☑ **季節・天候対策**
 - ・積雪や路面凍結などについて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急な動作やスピードの出しすぎに注意喚起する。

2020年1月29日

協力会社各位

株式会社竹中工務店
調 達 本 部
総 務 室
グループICT推進室

サイバーセキュリティ対策徹底のお願い

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年末から今年にかけて、EMOTET（エモテット）というウィルスが猛威を振るっており、協力会社、お客様及び弊社の社員を騙る、EMOTETが添付された巧妙な日本語のメールによる攻撃が多数報告されています。

EMOTETに感染すると、パソコン内の各種のメール情報（差出人名、送信先名、メールアドレス及びメール本文等）が流出し、新たな攻撃に利用され被害が拡大します。さらには、社内に感染が広がり、機密情報の漏えいやシステム停止等を引き起こす恐れもあります。

ついては、すでに各社においても対策を講じているとは思いますが、改めて、下記の対策の実施を徹底していただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 実施する対策

(1) パソコン及びサーバーのOSの最新版の更新プログラムの導入

Windows OSは、セキュリティ強化のための更新プログラムを頻繁に公開しますので、常に最新版の更新プログラムを導入してください。

(2) Windows 7の使用中止とWindows 10への切り替え

Windows 7のメーカーサポートはすでに終了しており、セキュリティの更新が行われないため、今後、確実に攻撃の対象となります。直ちにWindows 10パソコンに入れ替えてください。

(3) ウィルス対策ソフトの導入と定義ファイルの最新版へのアップデート

パソコン及びサーバーにウィルス対策ソフトが入っていない場合は、ウィルス感染を防ぐことはできません。ウィルス対策ソフトをすべてのパソコンとサーバーに直ちに導入するとともに、ソフトメーカーが、セキュリティ強化のために定期的に公開する最新版の定義ファイルに、常にアップデートするようにしてください。

Windows 10に標準で装備されているウィルス対策機能である「Windows Defender」を利用する方法もあります。

(4) 私有のパソコン及びUSBメモリ等の私有情報機器の業務利用の禁止

私有情報機器は、会社貸与の情報機器よりセキュリティレベルが低いというえに、業務以外の様々な用途に利用するので、ウィルスに感染する危険性が非常に高くなっています。業務には使用しないでください。

(5) 社外のネットワークと社内ネットワークの境界への侵入防止策の実施

社外ネットワーク（インターネット）への出口にファイアウォールやルーターを設置し、外部からのウィルスの侵入を防止してください。

(6) 不審なメール受信時の対応策の徹底

差出人や内容に心当たりがない、文面がおかしい等、不審なメールを受信した際に、添付ファイル及びURLを開かないよう、社員への教育を徹底してください。安易に開くと、EMOTET等のウィルスに感染します。

2. EMOTETに関する参考情報

(1) 情報処理推進機構（IPA）「Emotetと呼ばれるウィルスへの感染を狙うメールについて」

<https://www.ipa.go.jp/security/announce/20191202.html>

(2) JPCERTコーディネーションセンター「マルウェアEmotetへの対応FAQ」

<https://blogs.jpCERT.or.jp/ja/2019/12/emotetfaq.html>

インターネット利用の 安全点検を!

インターネットを安全に利用するための

情報セキュリティ対策 9か条

1 OSやソフトウェアは常に最新の状態にしておこう



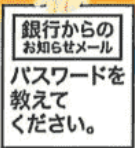
新たにひろまるコンピュータウイルスに対抗するため製造元から無料で配布される最新の改良プログラムにアップデートしましょう。

2 パスワードは貴重品のように管理しよう



パスワードは自宅の鍵と同じく大切です。パスワードは他人に知られないように、メモをするなら人目に触れない場所に保管しましょう。

3 ログインID・パスワード絶対教えない用心深さ



金融機関を名乗り、銀行口座番号や暗証番号、ログインIDやパスワード、クレジットカード情報の入力を促すような身に覚えのないメールが届いた場合、入力せず無視しましょう。

4 身に覚えのない添付ファイルは開かない



身に覚えのない電子メールにはコンピュータウイルスが潜んでいる可能性があります。添付されたファイルを開いたり、URL(リンク先)をクリックしないようにしましょう。

各種相談窓口

コンピュータウイルスに感染したと思ったら

IPA 情報セキュリティ安心相談窓口
電話番号: 03-5978-7509 (平日 10:00-12:00, 13:30-17:00)

広告や宣伝目的の迷惑メールに困ったら

財団法人日本データ通信協会 迷惑メール相談センター
電話番号: 03-5974-0068 (平日 10:00-17:00)

犯罪に関する相談・電話による情報提供

各都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口
(電話: 各都道府県にお問い合わせください)

NISC 内閣サイバーセキュリティセンター



内閣サイバーセキュリティセンターでは、「知る・守る・続ける」をキャッチフレーズに、情報セキュリティの普及啓発を推進しています。とくに、毎年2月から3月18日までの期間を「サイバーセキュリティ月間」とし、国民の皆様に対する集中的な普及啓発に取り組んでいます。

国民を守る情報セキュリティサイト <http://www.nisc.go.jp/security-site/index.html>

5 ウイルス対策ソフトを導入しよう



ウイルス対策ソフト

ウイルスに感染しないように、コンピュータにウイルス対策ソフトを導入しましょう。(家電量販店などで購入できます)

6 ネットショッピングでは信頼できるお店を選ぼう



品物や映画や音楽も購入できるネットショッピング。詐欺などの被害に遭わないように信頼できるお店を選びましょう。身近な人からお勧めのお店を教わるのも安心です。

7 大切な情報は失う前に複製しよう



家族や友人との思い出の写真など、大切な情報がパソコンの故障によって失われることのないよう、別のハードディスクなどに複製して保管しておきましょう。

8 外出先では紛失・盗難に注意しよう



大切な情報を保存したパソコン、スマートフォンなどを自宅から持ち出すときは機器やファイルにパスワードを設定し、なくしたり盗まれないように注意して持ち歩きましょう。

9 困ったときはひとりで悩まずまず相談



詐欺や架空請求の電子メールが届く、ウイルスにより開いているウェブページが閉じないなどの被害に遭遇したら、一人で悩まず各種相談窓口にご相談しましょう。(下記参照)

関連情報

ここからセキュリティ!

国内の主な情報セキュリティ啓発コンテンツを官民一同に集めたサイト
<http://www.ipa.go.jp/security/kokokara/>

映像で知る情報セキュリティ

10分前後のドラマ等で楽しみながら情報セキュリティを学べる
<http://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/videos/>

対策のしおりシリーズ

情報セキュリティピックをイラスト入りのわかりやすい読み物にした小冊子
<http://www.ipa.go.jp/security/antivirus/shiori.html>

IPA 独立行政法人情報処理推進機構
技術本部 セキュリティセンター



IPAセキュリティセンターは誰もが安心、安全な頼れる「IT社会」を目指して、国民の皆様は情報セキュリティに関する注意喚起や対策情報・対策手段の提供、届出制度や相談窓口を設けるなどセキュアな社会の整備に貢献するための活動を行っています。

IPA セキュリティセンター <http://www.ipa.go.jp/security/>